

埼玉県内の全ての飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金 (第4期: 1月12日~2月7日要請分)のご案内

皆様のご協力が新規陽性者の発生を抑え、医療崩壊を防ぐとともに、県民の命を守ることに繋がります。
営業時間短縮と感染防止対策の徹底をお願いします。

埼玉県による営業時間短縮の要請 **(1月12日から2月7日)** に
ご協力いただいた**飲食店(カラオケ店、バー等を含む)** を
運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

申請期間

要請期間が終了した2月8日以降、速やかに受付を開始予定

支給額

1店舗あたり**162万円**(全期間協力した場合)

主な支給要件

- 原則として、令和3年1月12日から令和3年2月7日までの全ての期間**^{*}において、要請に応じ、**夜20時から翌朝5時までの間の営業を行わない**(休業含む)こと。
※酒類を提供する飲食店は、**酒類の提供を朝11時から夜19時まで**としていること。
※通常時は夜20時以降まで営業をしていたこと。
- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
- 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること^{*}
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

^{*} 準備等のため協力開始が1月12日に間に合わない場合も、弾力的に対応します。
(詳細は、後日ホームページに公開します。)

^{*} 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は
取得後速やかに掲示をお願いします。

よくあるお問い合わせ

Q1 大企業（みなし大企業も含む）も申請できますか。

A1 申請できます。（第4期から要件緩和）

Q2 第1期（12月4日～17日）、第2期（12月18日～27日）、第3期（12/28～1/11）は営業時間を短縮していなかったが、申請することはできますか。

A2 申請できます。

Q3 時短営業の要請期間とはいつからいつまでですか。

A3 1月12日（火）午前0時から2月7日（日）午後12時までの全ての期間です。
※この期間の営業時間を午前5時から午後8時までに短縮してください。

Q4 全ての期間において、営業短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか。

A4 途中で営業時間短縮を止めた場合には協力金は支給されません。
ただし準備等のため協力開始が1月12日に間に合わない場合も、弾力的に対応します。
（第4期から要件緩和）

Q5 複数店舗を有している場合、埼玉県内にある全ての飲食店（カラオケ店、バー等を含む）の営業時間を短縮していなくても申請できますか。

A5 申請できます。営業時間を短縮いただいた飲食店（カラオケ店、バー等を含む）に対して協力金を支給します。（第4期から要件緩和）

Q6 1店舗あたり162万円とあるが、店舗ごとに支給されるのですか。

A6 要請を受けた店舗が複数ある事業者については、協力店舗数に応じて協力金が支給されます。
（例）2店舗の場合は324万円、3店舗の場合は486万円。

Q7 酒類の提供を午後8時までに行っている場合でも対象となりますか。

A7 対象となりません。酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていることが必要です。

Q8 従来から午後8時までの営業としている場合でも対象となりますか。

A8 対象となりません。通常時は午後8時以降まで営業をしていた店舗が、要請に応じて、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していることが必要です。

Q9 県外本社の企業やNPO法人等も協力金の対象となりますか。

A9 対象となります。食品衛生法に基づく飲食店営業許可等を受けた法人や個人事業主であれば協力金が支給されます。

申請方法

電子申請 * 郵送でも申請できます。

○ 支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話 : **0570-000-678** （平日・休日9:00～18:00）